

確定申告が始まります

確定申告とは

1月1日から12月31日までの1年間の所得と、それに対する税金を自分で正しく計算し、申告する制度のことです。

確定申告には、税金を納める場合と、戻してもらう場合(還付)の2つのケースがあり、事業を営業者のほかにサラリーマンや年金の受給者なども対象になることがあります。ご自分で確定申告をする必要があるかないかを確かめ、申告が必要な人は、早めに準備をお願いします。



幸田町役場での申告相談について (詳しくは7ページ)

【問合せ】 税務課町民税G (内線161・162)

■幸田町役場での申告相談について

相談期間	相談会場	相談時間	税目	当日持参するもの
2月17日(月)～ 3月17日(月) (土・日を除く)	幸田町役場 4階ホール	午前：9時～正午 午後：1時～4時	町県民税 ・ 所得税	・ 印鑑、収支計算書、源泉徴収票、そのほか所得が分かるもの、銀行口座の分かるもの ・ 国民年金、生命保険などの支払い証明書

* 受付用の番号札を午前7時30分から役場正面玄関で配布、午前8時30分から午後4時まで相談会場で配布しています。

岡崎税務署からのお知らせ (6ページまで)

【問合せ】 岡崎税務署 ☎58-6511

* 電話受付を自動音声で案内しています。所得税および復興特別所得税・消費税の確定申告ならびに贈与税の申告に関するご相談の場合は「0」を選択してください。

所得税・復興特別所得税・消費税の確定申告について

確定申告会場

とき：2月17日(月)

～3月17日(月)

午前9時～午後5時
(土・日曜日を除く)

* ただし、2月23日(日)、3月2日(日)は開設しません。

申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までにお越しいただくようお願いいたします。

ところ：岡崎合同庁舎

5階会議室

岡崎市羽根町字北乾地50番地1

* 申告書の提出のみの人は税務署1階で提出ください。

【内容】 パソコンを利用した確定申告書などの作成。(税務署の職員がアドバイスをします。)

税理士による無料税務相談所

とき 2月17日(月)～24日(月) 午前9時30分～午後4時 *正午～午後1時は休憩。土・日曜日を除く。

ところ 幸田町商工会 協力 東海税理士会岡崎支部

●譲渡・山林所得のある人、贈与税の申告をする人、消費税の新規課税事業者のうち申告書作成に長時間を要する人、青色申告特別控除65万円を受けようとする人のうち決算書作成に長時間を要する人などは、当相談所では相談できませんので、岡崎税務署の確定申告会場をご利用ください。

「平成25年分住宅借入金等特別控除の確定申告説明会」

とき 2月4日(火)～10日(月) ①午前9時～ ②午前10時30分～ ③午後1時30分～ ④午後3時～

*各日4回実施(土・日曜日は除く)

ところ 岡崎合同庁舎4階 中会議室

●住宅借入金等特別控除および控除を受けるために必要な書類などについてのご質問は、岡崎税務署へお問い合わせください。

所得税の確定申告が

必要な人

事業所得・不動産所得がある場合
各種所得金額の合計額が、基礎控除・配偶者控除などの所得控除の合計額より多い人

給与所得がある人

- ① 給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ② 給与を1カ所から受けていて、各種所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える人
- ③ 給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と各種所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える人



確定申告に必要なもの

- ① 確定申告書(郵送された人のみ)、税務署からのお知らせはがき(郵送された人のみ)
*平成25年分の確定申告用紙は、2月上旬までに送付予定
- ② 前年の申告書の控え・利用者識別番号の分かる書類
- ③ 源泉徴収票の原本(給与や年金のある場合)
- ④ 医療費の領収書や生命保険料控除証明書など、各種控除を受けるための書類
- ⑤ 印鑑、通帳など口座の分かるもの(税金が戻る人)
*上記以外の書類などが必要となる場合もあります。詳細は岡崎税務署へお尋ねください。

公的年金等に係る雑所得のみの人

公的年金などに係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと、残額がある人(平成23年分以後は、収入金額が400万円以下の場合を除く)

*町県民税について各種控除を適用したい人は、所得税の確定申告が不要な人であっても町県民税の申告をする必要があります。

所得税の申告をすれば

税金が戻る人

確定申告の必要がない人でも、次のいずれかに当てはまる人などで、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告(還付申告)により税金が還付されます。

- ① 住宅ローンなどを利用して、マイホームを新築、購入または増改築した人
- ② 医療費の支払いが多額な人
- ③ 災害や盗難に遭った人
- ④ 年の途中で退職し、再就職していないために年末調整を受けていない人
- ⑤ 年末調整で控除の手続きを忘れた人



ネットであ e-Taxで申告

インターネット
e-Taxとは、あらかじめ開始届出書を提出し、利用者識別番号
などを取得しておけば（オンラインで取得可）、インターネットで国税
に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができるシステムです。

どうやって始めるの？

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で所得税および復興特別所得税・消費税の申告書などを作成できます。パソコンの画面上の案内に従って金額などを入力すれば、ご自宅で24時間いつでも所得税の確定申告書、青色申告決算書、収支内訳書、消費税の確定申告書、贈与税の申告書などが作成できます。

国税庁ホームページで作成した申告書などは、①印刷して郵送などで提出、②国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用して、自宅からインターネットで送信し、税務署へ提出することもできます。
*詳しくは、**国税庁ホームページ** (www.nta.go.jp)をご覧ください。

e-Taxを利用すると...

①自宅からネットで申告

税務署へ行かなくても、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、自宅からネットで提出できます。
*確定申告期間中は、24時間提出（送信）できます。

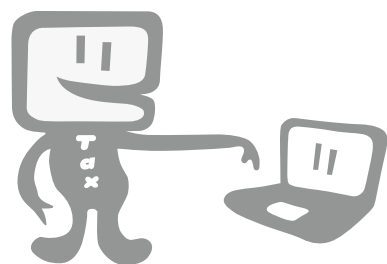
②添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の提出・提示を省略することができます（法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがありません）。

③還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期に処理しています（自宅や税理士事務所からe-Taxで1月・2月に申告した場合は、2〜3週間程度で処理していただけます）。

*詳しくは、**e-Taxホームページ** (<http://www.e-tax.nta.go.jp>)
をご覧ください。



振替納税ご利用のお願い

所得税や消費税（個人事業者）の納税は、便利で安全な口座振替を、ぜひご利用ください。振替納税を利用されている人は、預貯金口座から自動引き落としされます。

●所得税および復興特別所得税の振替日 4月22日（火） ●消費税の振替日 4月24日（木）

復興特別所得税について

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

4ページ下段～このページに関するお問い合わせは **岡崎税務署へ ☎58-6511**

役場で町県民税の 申告・確定申告を 受け付けます

申告期間

2月17日(月)

～3月17日(月)

午前9時～午後4時
(土・日曜日を除く)

町県民税の申告

平成26年1月1日現在、幸田町に住民登録のある人で、次のいずれかに該当する人は、町県民税の申告が必要です。ただし、勤務先で年末調整をした人や所得税の確定申告をする人は、町県民税の申告をする必要はありません。

- ① 給与所得者で、給与以外にも所得があった人、または2力所以上から給与を受けた人
- ② 給与所得者で、勤務先から給与支払報告書が幸田町に提出されなかった人
- ③ 昨年中に退職し、再就職していない人
- ④ 公的年金などの受給者で、社会保険料控除や生命保険料控除、地震保険料控除を受けようとする人
- ⑤ 医療費控除を受けようとする人
- ⑥ 土地・建物を売った人で、確定申告の提出義務がない人

* 昨年中に所得がなかった人でも、所得証明などが必要な人や国民健康保険に加入している人は申告が必要です。

* 町県民税申告の必要書類は、所得税の確定申告と同じです。(同ページ3段目「持ち物」参照)

町県民税の申告・確定申告の受付

- とき** 2月17日(月)～3月17日(月)
午前9時～正午、午後1時～4時
- ところ** 役場4階ホール(確定申告会場)
- 税目** 町県民税および所得税
- 持ち物** 印鑑、収支計算書、源泉徴収票そのほか所得が分かるもの、国民年金や生命保険などの支払い証明書
- * 申告期間中は大変込み合うため、町県民税の申告に限り、2月17日以前でも役場1階6番窓口で受け付けますので、ご利用ください。

昨年、町県民税の申告をした人で申告が必要と思われる人には、1月下旬に申告用紙を郵送しました。申告用紙が届かない人および新たに申告をする人は、受付会場にお越しください。

また、申告書は郵送で提出することもできます。申告書の書き方で分からない点があれば税務課町民税グループへ気軽にお尋ねください。

なお、町県民税の申告をしていただかないと、町県民税の課税だけでなく、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料や介護保険料などの正確な判定ができませんので、忘れずに申告してください。

確定申告の受付について

役場会場でも所得税の確定申告を受け付けますが、対象となる所得は平成25年中の給与、雑(年金、そのほか)、配当、一時に関する申告のみです。なお、住宅借入金等特別控除などの税額控除、雑損控除のある場合は受け付けできません。また、営業・農業などの事業所得、不動産所得、土地や株式などの譲渡所得などがある場合も受け付けできませんので、必ず岡崎税務署で申告してください。

公的年金などの収入金額が

400万円以下の人へ

平成25年中の公的年金などの収入金額が400万円以下で、当該年金以外の所得金額が20万円以下の人については、確定申告をする必要はありませんが、適用されていない控除がある人については町県民税の申告が必要となります。

申告がない場合は、町県民税の税額が高くなる可能性がありますので、忘れずに申告してください。

問合せ 税務課町民税G

(内線161:162)